

○大崎町児童発達支援事業所等開設支援事業補助金交付要領

令和5年4月3日

告示第29—2号

(趣旨)

第1条 この要領は、大崎町補助金交付規則（昭和56年大崎町規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、町内において新たに児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する事業所の開設に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「児童発達支援」とは、児童福祉法第6条の2の2第1項の規定する障害児福祉サービスを、「放課後等デイサービス」とは、児童福祉法第6条の2の2第4項の規定する障害児福祉サービスをいうものとする。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、町内において新たに児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する事業所の開設に要する経費に対し、補助金を交付することにより、町内に児童発達支援事業所等の開設を促すことを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービスの事業を運営する法人のうち、町内を所在地として新たに児童発達支援事業所又は放課後等デイサービスの事業者の指定申請を受けたものとする。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う、児童発達支援又は放課後等デイサービス事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 前条に規定する事業を行うための施設の建設及び改修に要する経費、施設の借上げに要する礼金等（預り金に該当するものを除く。）、家賃（開始月及び前月分）、備品関係費用、送迎サービスに使用する自動車の購入費

(2) その他前条に規定する事業を実施する場合に町長が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費の対象としない。

(1) 公課費

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が不適当とする経費

（補助金額等）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額又は250万円のいずれか低い額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第2条に定める様式に以下の書類を添えて、申請しなければならない。

(1) 補助対象経費予定内訳

(2) 開所事業所等の体制が分かる一覧

（完了報告書への添付書類）

第9条 規則第7条第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 領収書の写し

(2) 補助対象等の写真

(3) 事業の指定通知の写し

2 前項第3号の書類は、当該補助事業申請年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

（補助団体の責務）

第10条 規則第3条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける大崎町民の優先的な利用

(2) 自立支援協議会等への参加等、地域連携への協力

(補助金の返還)

第11条 町長は、事業所開設後5年以内の運営廃止、不正事実該当等については、補助金の交付決定の全部を取り消すことができる。この場合において、交付した額を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月3日から施行する。